

平成26年3月20日

新生会派
代表 百田 隆 様

八代市議会新生会

議員研修会受講

復 命 書

受講期日 平成26年3月15日(土)～3月16日(日)

開催場所 新大阪ビル別館
〒533-0033
大阪市東淀川区東中島1-18-22

講義科目 ○ 3月15日 13:30～16:30
『議会基本条例と議会改革』

○ 3月16日 9:30～11:30
『議員報酬の在り方について』

講 師 三谷 哲央 氏
三重県議会議員(議会改革推進会議会 会長)

参加者 《新生会派》
百田 隆
田中 安
前垣 信三





講師紹介 三谷 哲央 氏

明治大学政経学部卒。自治大臣秘書官を経て、平成7年三重県議会議員初当選。現在5期目。副議長や議会基本条例検討会副座長などを勤め、最大会派「新政みえ代表」「議会議長」を歴任後、議会改革推進議会会長として県議会改革の中心的役割を果たされている。

三重県議会では、平成18年12月に議会基本条例を都道府県としては全国で初めて制定され、議場の対面演壇方式、予算決算常任委員会の改革、定例会の招集回数や会期の見直しなど様々な議会改革に取り組んでこられた。

演目の詳細は以下の通りであります。

初日3月15日(土) 13:30～16:30

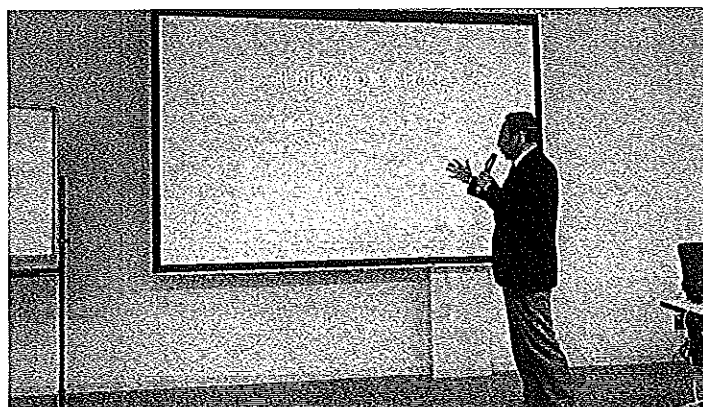
「議会基本条例と議会改革」

- ・ 議会改革の本質とは
- ・ 議会運営の改革経緯
- ・ 議会基本条例の効果と課題

翌 3月16日(日) 9:30～11:30

「議員報酬の在り方について」

- ・ 三重県における議論について
- ・ 議員報酬等の水準とは
- ・ 議員活動と議員報酬についてでありました。



【講習会所見】

前垣 信三

議会改革の先進地である三重県の現職の県会議員である三谷哲央講師の講演であったので、現実を見据えた議会改革の手法及び実効性を確認できたことが大きな成果であった。近年の地方議会では、議会基本条例を制定して、議会改革を進めようとしている機運があるが、議会基本条例を作ることが議会改革と勘違いしている様が見える。基本条例をよく考えてみると、八代市にある(議会規則)、(関係例規集)の中身とさほど違いはない。敢えて付け加えるとすれば、市民に議会の情報を如何に伝達しやすくするかが課題であると思われる。

議会報告会をすることの議論はあっても、市民があまりに市議会なり市政に無関心な状態では何の意味も持たない。市議会の役割を再認識して、行政側への自治改革を求めることが最も必要なことであると思う。そのためには、議員各位が研鑽し、自治に対する知識を深めることが重要なことである。議員活動に議員が制限を課す。誠に不思議でならないことが実際行われている部分もある。事なかれで、行政と議会が癒着したり、行政の無難を寛容するようであってはならない。

北側県知事の到来で、三重県が県庁の各部署で秘密裏に蓄えていた裏金数十億円を指摘し、職員に返済義務を課すことで職員の身分を保証したことから始まった県庁改革、議会にも北側県知事から改革要請があったことから始まった議会改革。その変革はまさに日本一の議会改革といえる。

一般質問は、最初から登壇することなく、一問一答での対面方式。質問回数にも一切制限なく、反問権も取り入れた方式は、県民側から見ても分かり易い質問形式である。普段から、議員が議員の質問や発言の制限を課すなど、今の八代市議会是不合理極まりないと思っていたことが、講習を受けたことで大いに改革すべきであることを痛感した。

【講習会所見】

百田 隆

議会改革20年の軌跡

三重県においては、平成7年北側県知事の改革により、これまで慣行として続いていた「官々接待」が廃止となった。同時に議会においても改革が叫ばれ、今日に至っている。

北側知事の改革と議会改革は表裏一体である。最終的には、住民の満足度を向上させることである。

議会が二元代表制の一翼を担う立場からして、当然のことであるが、民意を反映させる為にも議会、議員が努力しなければならない。当然のことながら、職員の資質、能力が問われることとなり、三重県議会においては、議長選挙においては所信表明を行い、議長は月一回の定例記者会見行方など、改革が進められた。当然、このことは地方にも及ぶのではないと思う。議員報酬については、住民サービスの多様化により、議員の専従化が進み、その根拠が問題になるが、よりいっそうの議員貢献が求められる。

平成26年3月31日

新生会派

代表 百田 隆 様

八代市議会新生会

議員研修会受講

復 命 書

受講期日 平成26年3月26日(水)～3月28日(金)

開催場所 サンプラザ天文館
〒892-0842
鹿児島市東千石町2-30 NCサンプラザ

- 講義科目
- 3月26日 13:30～16:30
『歳入のポイント』
 - 3月27日 9:30～11:30
『歳出のポイント』
 - 〃 13:30～16:30
『地方財政制度と自治体財政』
 - 3月28日 9:30～11:30
『自治体財政の今後』

講 師 川本 達志 氏
(株)野村総合研究所 上級コンサルタント
元 廿日市市副市長

参加者 《新生会派》

百田 隆
田中 安
前垣 信三





【講師紹介】 川本 達志 氏

(株) 野村総合研究所 上級コンサルタント 元 廿日市市副市長

1956年広島県生まれ。九州大学法学部卒。

広島県庁において、公務員労務、基礎自治体の行財政指導、契約法務、県財政の健全化計画の策定などに従事。2006年4月に広島県廿日市市に移り、分権政策部長を経て、2008年1月副市長就任。市の行政経営システム改革、中期財政方針の策定、廿日市市協働によるまちづくり基本条例策定などにあたる。副市長在職中は、広島県立大学大学院修了。

2011年12月退職。2012年3月から現職。

演目の詳細は以下の通りです。

初日3月26日 13:30～16:30

- 「歳入のポイント」
- ・ 歳入の構造を知る（他団体との比較）
 - ・ 地方交付税の見積もりについて
 - ・ 一般財源と特定財源

次日3月27日 9:30～11:30

- 「歳出のポイント」
- ・ 標準財政規模とは
 - ・ 各種財政指数の見方・活用の方法
 - ・ 決算カードの効果的な使い方

13:30～16:30

「地方財政制度と自治体財政」

- ・ 国の予算と地方の予算との関係
- ・ 地方交付税と臨時財政対策債
- ・ 議員が指摘すべき財政の課題

最終日3月28日 9:30～11:30

「自治体財政制度の今後」

- ・ 元副市長が教えるポイント
- ・ 将来の財政運営のマイナス影響があるもの
- ・ 予算と決算の審議の方法

地方議員が当自治体の財政状況を知ることが、行財政改革の提言のつながると思うが、まずは財政状況を判断するための知識がないことにはどうにもならない。今回の研修は、これらの見識を高めることが必要であるので講習に参加した。講師は、かつて自治体側で内部から財政改革を実践された経歴があり、豊富な知識で非常に分かり易い説明を受けることができた。

財政の基本は、如何にして歳入を増やすか、如何にして歳出を減らすかである。昭和後期の上昇経済から、今や少子高齢化に伴う景気後退期にある。歳入を増やすことは、税収を上げることである。税収を上げるには、企業誘致を図ることでもある。企業は、海外進出でコストを減らし生き残りをかけている現状では、国内での企業進出は不可能に近い。高齢化で医療費や扶助費が増える一方の現状では、歳入の増加は根本的に望めない。歳出を抑える手段として、最大の効果は人件費の削減しか無い。

講演の途中に何度も話された事実である。小手先の改革ではとても対応ができはい。役所の職員は少数の中間管理職(係長、主任クラス)以上を除けば、あとは全て民間の嘱託職員で対応しなければならない時期が、近い将来に現実化することを力説された印象を忘れない。講師自身が、行政マンとしての経験を踏まえた上での話としては、真に迫るものがあつた。

他市を見て比較すること。インターネットで総務省のホームページから容易に他市の決算カードが閲覧できるので、注意することの必要性や、基準財政規模を把握することの必要性を学んだ。

議会での、予算・決算の審査方法は、八代市でも取り入れなければならないこと。平成の大合併後の臨時財政対策債の減少期限が迫り、更なる財政状況の悪化が懸念される中、子孫へのつけを残さないことが、現時点の責務であることを痛感した講習であつた。

—自治体財政のポイント 歳入—

「入るを量りて出づるを為す」という言葉が示すように、財政の健全化は入ってくる金で支出を賄うことが原則と言える。予算のルールは

(1)会計年度独立の原則 (2)総計予算主義の原則 (3)事前残決の原則 である。

歳出は自主財源を如何にして確保するかである。財政を表す財政力指数は、本誌の場合0.46(H24年度決算)で憂慮すべき状態にある。

—歳出—

歳出は、自治体(長)の市政運営状況を覗い知ることができる。歳出の中で、義務的経費を如何にして抑制することができるかであるが、

- (1) 人件費 ラスパイラル指数(本市では県内自治体では高い方)を高めること。
- (2) 公債費 プライマリーバランスが黒字になっているか。

(3) 扶助費 少子高齢化により、年々増加している。

以上の事柄を踏まえ、経常収支比率が改善されているかがポイントである。経常比率が高い場合、財政の硬直化が進んでいることになる。本市の場合は、89.2(H24年度決算)であり、硬直化が進んでいると言える。

—地方財政制度と自治体財政—

(1) 資本配分機能 (2) 所得再分配機能 (3) 経済の安定化機能等

将来世代への配慮として、機能別に分類することができる。地方財政を安定化するために、税源を地方に移譲することも考えられるが、国自体が税収不足であることから、地方に対して臨時財政対策債の発行等によって賄っているのが現状である。国の財政状況によって、地方自治体も大きく影響を受けることにかわりは無く、表裏一体であると言える。

—自治体財政の今後—

今後の地方財政は、少子高齢化や地方分権の推進、道州制への移行などが考えられ、行政のスリム化が求められる。それによって、財政の負担を軽減化することが図られると思われる。今後の経済(景気動向)が浮揚することは考えられ難く、自治体の長、議会の役割は重く、夕張市のようになってはならない。

このことから、市長を頂点とした職員や、議員の資質向上が求められることになる。